

公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会

役員選出施行規則

(目的)

第1条

この施行規則は、公益社団法人福岡県介護支援専門員協会(以下「本会」という。)役員選出規則(以下「規則」という。)に基づき、役員選出施行に関する事項を定めることを目的とする。

(会員理事定数の細区分)

第2条

規則第4条に規定する理事の区分を基礎として、会員理事の定数を別表のとおり細区分する。

(立候補者の資格要件)

第3条

規則第10条第1項に基づく会員理事候補者選出選挙に立候補しようとする者の資格要件は、選挙管理委員会が第20条の公示を行った日において次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 本会の正会員であって、当該年度及び当該年度前年度分の会費を納めていることが事務局で確認できていること。
- (2) 本会の会費の未納がないこと
- (3) 海外に在住していないこと。
- (4) 会員理事立候補者の推薦者となっていないこと。

2 規則第4条第1項に定める支部代表理事候補者選出選挙の立候補者は、立候補する支部に所属していなければならない。

3 会員理事候補者として立候補する者は、規則第4条第1項に定める支部代表理事、県代表理事に重複して立候補することはできない。

(立候補の届出)

第4条

規則第10条第1項に基づく会員理事候補者選出選挙に立候補しようとする者は、所定の様式などを用いて選挙管理委員会に郵送にて届出を行うものとする。

2 前項の届出の方法については、別に理事会において定める。

(推薦者の資格要件)

第5条

前条において立候補の届出をする者の推薦者の資格要件は、選挙管理委員会が第20条の公示を行った日において次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 本会の正会員であって、当該年度及び当該年度前年度分の会費を納めていることが事務局で確認できていること。
- (2) 本会の会費の未納がないこと
- (3) 海外に在住していないこと。
- (4) 会員理事立候補者となっていないこと。

2 規則第4条第1項に定める支部代表理事候補者選出選挙の立候補者を推薦する者は、その立候補者が立候補する支部に所属していなければならない。

(会員理事候補者の選出)

第6条

会員理事候補者として立候補した者の数が第2条別表に規定する定数と同数の場合、立候補者は無投票にて会員理事候補者として選出される。

2 会員理事候補者として立候補した者の数が第2条別表に規定する定数に満たない場合は、選挙管理委員会が定めた最初の立候補受付期間内に届出を行った立候補者については、無投票にて会員理事候補者として選出される。

3 会員理事候補者として立候補した者の数が第2条別表に規定する定数を超える場合には、選挙による上位得票者を会員理事候補者として選出する。

4 前項の選挙方法については、理事会にて別に定める。

(選挙活動における禁止事項等)

第7条

前条第3項に定める選挙を行うにあたり、規則第10条に定める立候補者とその推薦者及びその関係者は、選挙活動において次の事項を行ってはならない。

(1) 会員への金銭物品の授与

(2) 他の立候補者及びその推薦者に対する誹謗中傷、侮辱、信用棄損行為

(3) 公序良俗に反する行為

2 立候補者及びその推薦者が現職の本会役員や本会が主催する研修会講師等の場合、その立場を利用して選挙活動を行うことはできない。

3 選挙管理委員会は、第1項及び第2項における事実を確認した場合、会員にその事実を公表することができる。但し、公表の範囲については、選挙管理委員会が良識的な範囲において判断する。

4 選挙管理委員会は、第2項における事実確認等のために当該研修会等に立ち会うことができる。

(選挙活動に対する通報、苦情)

第8条

会員は、規則第10条に定める立候補者とその推薦者及びその関係者が選挙活動において第7条第1項及び第2項に定める禁止事項を遵守していない場面を発見した場合、その事項を選挙管理委員会に通報することができる。

2 会員は、前項によらず、規則第10条に定める立候補者とその推薦者及びその関係者が行う選挙活動において倫理的配慮に欠ける行為を受けた場合には選挙管理委員会に苦情を申し立てることができる。

(選挙活動違反に対する措置)

第9条

選挙管理委員会は、第7条第1項及び第2項における禁止事項が遵守されていないと事実が確認された場合には、立候補者に対して次のいずれかの措置を講じることができる。

(1) 注意

(2) 戒告

(3) 選挙活動の制限

(4) 立候補の取消

2 選挙管理委員会は、前条第1項の通報及び第2項の苦情申し立ての内容について事実が確認できた場合は、前項と同じ措置を講じることができる。

3 選挙管理委員会は、第1項及び第2項における事実を確認するために必要な調査を行うことができる。

(立候補者定数未達の措置)

第10条

会員理事候補者として立候補者した者の数が第2条別表に規定する定数に満たない場合、選挙管理委員会は、不足する会員理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行うことができる。

2 前項における再受付において、不足する会員理事数を超えて立候補の届出がされたときには、第6条第3項及び第4項と同じ取り扱いとする。

(外部理事候補者の選出)

第11条

理事会は、規則第4条第2項に定める定数の範囲内において、理事会において必要と認めた外部団体もしくは機関等に外部理事候補者の推薦について役員改選前年の11月30日までに依頼する。

2 理事会は、前項の外部理事候補者の推薦を受けたとき、特別な理由がない限り、その推薦を受けた者を外部理事候補者として選出する。

3 前項において推薦された者が適当でないと理事会が判断した場合は、改めて、推薦依頼を行った外部団体・機関などに推薦を依頼することができる。

4 理事会は、規則第4条第2項に定める定数の範囲内において外部理事候補者について役員改選前年の12月31日までに選出する。

5 理事会は、前項における外部理事候補者について役員改選年の1月15日までに規則第11条第1項に定める選挙管理委員会に報告する。

(監事候補者の選出)

第12条

理事会は、規則第3条に定める定数の範囲内において規則第5条に基づき、監事候補者を役員改選前年の12月31日までに選出する。

2 理事会は、前項における監事候補者について役員改選年の1月15日までに規則第11条第1項に定める選挙管理委員会に報告する。

(選挙管理委員の公募)

第13条

理事会は、規則第11条第1項に規定する選挙管理委員会を設置するため、規則第7条第1項に規定する役員改選の前年の7月31日までに選挙管理委員の公募を開始しなければならない。

2 選挙管理委員の公募期間は、最長でも30日間とし、遅くとも役員改選の前年の8月31日までには終了するものとする。

(選挙管理委員の資格要件)

第14条

選挙管理委員になる者の資格要件は、応募を開始した日において、次の各号に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 本会の正会員であって、当該年度及び当該年度前年度分の会費を納めていることが事務局で確認できていること。
- (2) 本会の会費の未納がないこと
- (3) 本会の役員(理事または監事)でないこと。
- (4) 事務局職員でないこと。
- (5) 海外に在住していないこと。

(選挙管理委員の応募)

第15条

前条に規定する資格要件をすべて満たした正会員は、選挙管理委員への応募ができる。

- 2 前項に規定する選挙管理委員に応募する者は、理事会において別に定めた方法に沿って応募する。
- 3 前項の応募受付事務は、事務局が行う。

(選挙管理委員の選出)

第16条

選挙管理委員は、規則第11条第2項の規定により、応募者の中から8名を選出する。

- 2 前項の応募者数が定数と同じ場合には、特別な理由がある場合を除き、応募者の全員を選挙管理委員として選出する。
- 3 第1項の応募者数が定数を超えた場合には、抽選にて選出する。この場合の抽選方法等については理事会において別に定める。
- 4 第1項の応募者数が8名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。
- 5 会長は、選出された選挙管理委員に委嘱状を交付する。

(選挙管理委員の名簿公表)

第17条

会長は、規則第12条第5項に基づき選挙管理委員名簿を遅くとも役員改選前年の10月31日までに会員に公表しなければならない。

(選挙管理委員会の開催)

第18条

選挙管理委員は、遅くとも役員改選年前年の10月31日までに第1回目の選挙管理委員会を開催し、委員長及び副委員長を選出する。

- 2 選挙管理委員会は、必要に応じて開催できるものとする。

(選挙管理委員会の職務)

第19条

選挙管理委員会は、役員選出にかかる事務を公正に行い、役員選出が滞りなくできるようにする。

- 2 選挙管理委員会は、役員候補者名簿をととのえ、総会に提出する。
- 3 選挙管理委員会の職務は、事務局にて補佐できるものとする。
- 4 選挙管理委員会は、必要に応じ理事会に疑義照会等ができるものとする。
- 5 選挙管理委員会は、理事会の求めに応じ、必要事項について報告する。但し、選挙管理委員会において報告が適当でないと判断した事項においてはこの限りではない。

(会員理事候補者選出選挙の公示)

第20条

選挙管理委員会は、遅くとも改選年の1月31日までに、規則第4条第1項に定める会員理事候補者の選出選挙の公示を行わなければならない。

(会員理事候補者選出選挙の公示内容)

第21条

前条の会員理事候補者選出選挙の公示内容は、理事会において別に定める。

(役員候補者名簿等の公表)

第22条

選挙管理委員会は、会員理事候補者として立候補した者の名簿をととのえ、遅くとも役員改選年の3月31日までに会員に公表しなければならない。

2 前項において会員理事候補者を選挙で選出することになった場合は、選挙結果を踏まえ、改めて、遅くとも役員改選年の5月31日までに会員理事候補者としての名簿を会員に公表する。

3 選挙管理委員会は、外部理事候補者及び監事候補者の名簿をととのえ、遅くとも役員改選年の3月31日までに会員に公表しなければならない。

4 第1項から第3項における公表内容については、理事会にて別に定める。

(改廃)

第23条

この施行規則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この施行規則は、公益法人の設立登記の日から施行する。
2. この施行規則の一部改正(立候補者の資格要件、選挙活動など)は、平成26年5月21日から施行する。

(別表)

支部代表理事	福岡支部	4名
	北九州支部	4名
	筑後支部	4名
	筑豊支部	3名
県代表理事		8名